

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 31 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

建築工事届の記入の手引き・Q & Aについて（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、国土交通省より「建築工事届の記入の手引き・Q & A」について、
別添のとおり周知依頼がありました。

建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却工事を施工する者
が建築物を除却しようとする場合、建築基準法第 15 条第 1 項の規定により、
建築主事を経由して都道府県知事にその旨の届出を行うこととされており、建
築基準法施行規則によりその様式（建築工事届、建築物除却届）が定められて
おります。

今般、建築工事届の作成の際に参考となるよう、「建築工事届 記入の手引き」
及び「建築工事届の記入に関する Q & A」が公表されましたので、ご多用のと
ころ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様に対して周知賜わります
よう、よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

別添 1_国交省周知依頼文

別添 2_建築工事届 記入の手引き

別添 3_建築工事届に関する Q&A（令和 7 年 7 月版）

別添 4_（Q&A 別紙） 用途と主要用途の対応表

以 上

（担当）事業部 本多 TEL 03-3551-9396 FAX 03-3555-3218 メール jigyo@zenken-net.or.jp
--

令和7年7月29日

一般社団法人全国建設業協会 御中

国土交通省 総合政策局

情報政策課 建設経済統計調査室

建築工事届の記入の手引き・Q&Aについて（周知依頼）

一般社団法人全国建設業協会におかれましては、日頃より、国土交通行政に対して格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合、建築基準法第15条第1項の規定により、建築主事を經由して都道府県知事にその旨の届出を行うこととされており、建築基準法施行規則によりその様式（建築工事届、建築物除却届）が定められております。

今般、建築工事届の作成の際に参考となるよう、「建築工事届 記入の手引き」及び「建築工事届の記入に関するQ&A」を公表しましたので、貴団体の会員の皆様への周知を行ってくださいますよう、お願い申し上げます。

建築工事届 記入の手引き

令和7年7月版



- 床面積10㎡を超える建築物を建築する場合、建築基準法第15条第1項の規定により、建築工事届の提出が必要です。
※複数棟ある場合、10㎡以内の棟については記入不要です。

- 令和7年1月着工分より、建築工事届の様式が新しくなっております。届出の際は新しい様式（Excel）をご使用ください。様式は国土交通省HPにおいて配布しております。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr4_000025.html

- 建築工事届作成の際、Excelのレイアウトや設定の変更はしないようお願いします。

- 第一面、第二面は全ての建築物について記入が必要です。
居住専用住宅又は居住産業併用建築物の場合には、第三面の1.住宅部分の概要の記入が必要です。
建替え等、既存の建築物を除却し、引き続き建築物を建築する場合には、第三面の2. 除却建築物の概要の記入が必要です。

- 提出いただいた情報は都道府県に集められた後に国で集計を行い、建築着工統計として公表し利用されますので、**正確にご記入いただき、必ずご提出をお願いいたします。**建築着工統計の結果表は毎月「政府統計の総合窓口（e-Stat）」に掲載しております。

[https://www.e-stat.go.jp/stat-](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00600120&result_page=1)

[search/files?page=1&toukei=00600120&result_page=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00600120&result_page=1)

※建築着工統計は、国や自治体の住宅行政・建築行政の基礎資料であるとともに、GDPや政府月例経済報告にも活用される、経済指標としても重要な統計となっております。

- 建築工事届記入の手引きについてのお問い合わせ先
国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室
電話 :03-5253-8111（内線28-626、28-648、28-647）

- 建築工事届の提出方法や記載内容の詳細について
お住まいの地域の特定行政庁にお問合せください

▼建築工事届第一面 記入例

第四十号様式（第八条関係）（A4）

建築基準法第15条第1項の規定による
建築工事届
（第一面）

2025 年 6 月 1 日

東京都

知事 様

建築主

氏名	国土 太郎
郵便番号	100 - 0013
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2
電話番号	03 - XXXX - XXXX

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名	建設 一郎
営業所名（建築士事務所名）	〇〇建設株式会社
郵便番号	100 - 0013
所在地	東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
電話番号	03 - XXXX - XXXX
担当者の氏名	建設 二郎
担当者の電話番号	03 - XXXX - XXXX

工事監理者

氏名	交通 花子
営業所名（建築士事務所名）	〇〇設計事務所
郵便番号	100 - 0013
所在地	東京都千代田区霞が関 2 - 2 - 1
電話番号	03 - XXXX - XXXX

建築確認

確認済証番号	第 XXX 号
確認済証交付年月日	2025 年 5 月 31 日
確認済証交付者	〇〇〇

除却工事施工者

氏名	
営業所名	
郵便番号	-
所在地	

工事施工者（設計者又は代理者）

工事施工者が未定の場合は、設計者又は代理者についてご記入ください。担当者の氏名欄には、記入した建築工事届の内容がわかる方の氏名をご記入ください。ご記入いただいた内容についてお問い合わせさせていただく場合がございます。

●小数点以下の数値は四捨五入して整数で記入してください。

▼建築工事届第二面 記入例

(第二面)

【1. 着工及び工事完了の予定期日】

イ. 着工予定期日	2025 年 7 月 1 日
ロ. 工事完了予定期日	2025 年 10 月 1 日

【2. 建築主】

イ. 建築主の種別	☐ (1) 国 ☐ (2) 都道府県 ☐ (3) 市区町村 ☐ (4) 会社 ☐ (5) 会社でない団体 ☒ (6) 個人
ロ. 資本の額又は出資の総額	☐ (1) 1,000万円以下 ☐ (2) 1,000万円超～3,000万円以下 ☐ (3) 3,000万円超～1億円以下 ☐ (4) 1億円超～10億円以下 ☐ (5) 10億円超

【3. 敷地の位置】

イ. 地名地番	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3
ロ. 都市計画	☒ (1) 市街化区域 ☐ (2) 市街化調整区域 ☐ (3) 区域区分非設定都市計画区域 ☐ (4) 準都市計画区域 ☐ (5) 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 工事種別】

☒ (1) 新築 ☐ (2) 増築 ☐ (3) 改築 ☐ (4) 移転

【5. 主要用途】

01

(注意欄に記載の記号を記入してください)

【6. 一の建築物ごとの内容】

イ. 番号	1		
ロ. 物件名	〇〇邸新築工事		
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を記入してください)	08010		
	☐ 多用途	☐ 多用途	☐ 多用途
ニ. 工事部分の構造 (注意欄に記載の記号を記入してください)	01		
ホ. 工事の予定期間	3 月間	月間	月間
ヘ. 工事部分の床面積の合計	100 m ²	m ²	m ²
	①用途	①用途	①用途

2. 建築主

建築主が(4) 会社の場合、ロ. 資本の額又は出資の総額を記入してください。建築主が(4) 会社以外の場合は記入不要です。

4. 工事種別

新築とは、既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいいます。増築とは、既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいいます。改築とは、建築物の除却・滅失の後、これらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事をいいます。該当するものを1つ選択し、☐にチェックを入れてください。

5. 主要用途

建築工事届注意欄の表の分類に従って記入してください。

▼居住専用建築物の場合

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物(物置、車庫等)	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物(物置、車庫等)	02

▼居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合

主要用途の区分		記号	
		居住産業併用	産業専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、学習塾及び教養・技能教授業ほか)	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業(信書便事業を含む。)、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

■主要用途が複数ある場合は・・・

床面積が最も大きいものについて記入をお願いします。

■用途が決まっていない場合は・・・

建築主の産業(不動産業者が複合施設を建築する場合などは不動産業)でお願いいたします。

■主要用途に迷う場合は・・・

主要用途は、日本標準産業分類に基づき分類しております。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

他に分類されないもの(24,44)は例外的なものになります。

別紙に【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途と【5. 主要用途】の対応表を掲載しておりますのでこちらもご活用ください。※あくまで目安となります。

●小数点以下の数値は四捨五入して整数で記入してください。

▼建築工事届第二面 記入例

（第二面）

【1. 着工及び工事完了の予定期日】																																							
イ. 着工予定期日	2025	年	7 月 1 日																																				
ロ. 工事完了予定期日	2025	年	10 月 1 日																																				
【2. 建築主】																																							
イ. 建築主の種別	☐ (1) 国 ☐ (2) 都道府県 ☐ (3) 市区町村 ☐ (4) 会社 ☐ (5) 会社でない団体 ☒ (6) 個人																																						
ロ. 資本の額又は出資の総額	☐ (1) 1,000万円以下 ☐ (2) 1,000万円超～3,000万円以下 ☐ (3) 3,000万円超～1億円以下 ☐ (4) 1億円超～10億円以下 ☐ (5) 10億円超																																						
【3. 敷地の位置】																																							
イ. 地名地番	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3																																						
ロ. 都市計画	☒ (1) 市街化区域 ☐ (2) 市街化調整区域 ☐ (3) 区域区分非設定都市計画区域 ☐ (4) 準都市計画区域 ☐ (5) 都市計画区域及び準都市計画区域外																																						
【4. 工事種別】	☒ (1) 新築 ☐ (2) 増築 ☐ (3) 改築 ☐ (4) 移転																																						
【5. 主要用途】	01 (注意欄に記載の記号を記入してください)																																						
【6. 一の建築物ごとの内容】																																							
イ. 番号	1																																						
ロ. 物件名	〇〇邸新築工事																																						
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を記入してください)	08010 ☐ 多用途 ☐ 多用途 ☐ 多用途																																						
ニ. 工事部分の構造 (注意欄に記載の記号を記入してください)	01																																						
ホ. 工事の予定期間	3 月間 月間 月間																																						
ヘ. 工事部分の床面積の合計	100 m ² m ² m ²																																						
ト. 用途ごとの工事部分の床面積 (工事部分の用途が1種類のみであり、ハの用途と同一である場合は、記入不要です。)	<table border="1"> <tr> <td>① 用途</td> <td></td> <td>① 用途</td> <td></td> <td>① 用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>m²</td> <td>床面積</td> <td>m²</td> <td>床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>② 用途</td> <td></td> <td>② 用途</td> <td></td> <td>② 用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>m²</td> <td>床面積</td> <td>m²</td> <td>床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>③ 用途</td> <td></td> <td>③ 用途</td> <td></td> <td>③ 用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>m²</td> <td>床面積</td> <td>m²</td> <td>床面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>			① 用途		① 用途		① 用途		床面積	m ²	床面積	m ²	床面積	m ²	② 用途		② 用途		② 用途		床面積	m ²	床面積	m ²	床面積	m ²	③ 用途		③ 用途		③ 用途		床面積	m ²	床面積	m ²	床面積	m ²
① 用途		① 用途		① 用途																																			
床面積	m ²	床面積	m ²	床面積	m ²																																		
② 用途		② 用途		② 用途																																			
床面積	m ²	床面積	m ²	床面積	m ²																																		
③ 用途		③ 用途		③ 用途																																			
床面積	m ²	床面積	m ²	床面積	m ²																																		
チ. 建築工事費予定額	2000 万円 万円 万円																																						
リ. 新築工事の場合における地上の階数	☒ 消費税込み ☐ 消費税込み ☐ 消費税込み																																						
ニ. 新築工事の場合における地下の階数	2 階 階 階																																						
エ. 新築工事の場合における地下の階数	地下 階 地下 階 地下 階																																						
【7. 新築工事の場合における敷地面積】	80 m ²																																						

6. 一の建築物ごとの内容 ロ. 物件名

物件名が未定の場合、暫定的な名称で構いませんので記入をお願いします。

6. 一の建築物ごとの内容 ハ. 用途

建築工事届注意欄の表の分類に従って08010～08990を記入してください（表はp5参照）。

3種類以上の用途がある場合は、多用途の✓ボックスに「✓」マークを入れてください。

※住宅の附属建築物は08010～08050を選択してください。

6. 一の建築物ごとの内容 ニ. 工事部分の構造

以下の表から該当するものを選んで記入してください。2種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

構造の区分	記号
木造	01
鉄骨鉄筋コンクリート造	02
鉄筋コンクリート造	03
鉄骨造	04
コンクリートブロック造	05
その他	06

6. 一の建築物ごとの内容 ホ. 工事の予定期間

1月に満たない短い工期は全て1月としてください。

6. 一の建築物ごとの内容 ト. 用途ごとの工事部分の床面積

建築工事届注意欄の表の分類に従って、**床面積が大きい順に**3種類までの用途（08010～08990）とその床面積を記入してください。

工事部分の用途が1種類であり、ハの用途と同一の場合は、記入は不要です。

※用途が2種類以上ある場合、①には一番大きい面積の用途が入りますので、ハの用途と一致します。

6. 一の建築物ごとの内容 チ. 建築工事費予定額

工事費予定額は、主体工事費及び建築設備の工事費です。土地代、借地権費用等は含まないで記入してください。

桁間違いが非常に多い箇所ですので、誤りが無いか今一度ご確認をお願いします。

- 建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物である場合、原則として第三面の記入が必要です（居住専用住宅で第三面が空欄になっている誤りが多くあります）。
- 住宅の附属建築物の場合も、第三面の記入をお願いします。
この場合、ニ. 住宅の建築工法～ト. 利用関係については、当該建築物が附属する住宅について記入してください。

▼建築工事届第三面 1. 住宅部分の概要 記入例

(第三面)				
【1. 住宅部分の概要】				
イ. 番号	1			
ロ. 新設又はその他の別	☒ (1)新設 ☐ (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	☒ (1)民間資金住宅 ☐ (2)公営住宅 ☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅 ☐ (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	☒ (1)在来工法 ☐ (2)プレハブ工法 ☐ (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	☒ (1)専用住宅 ☐ (2)併用住宅 ☐ (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	☒ (1)一戸建住宅 ☐ (2)長屋建住宅 ☐ (3)共同住宅			
ト. 利用関係	☒ (1)持家 ☐ (2)貸家 ☐ (3)給与住宅 ☐ (4)分譲住宅			
チ. 住宅の戸数	1 戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の床面積の合計	100 m ²	m ²	m ²	m ²
イ. 番号				
ロ. 新設又はその他の別	☐ (1)新設 ☐ (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	☐ (1)民間資金住宅 ☐ (2)公営住宅 ☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅 ☐ (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	☐ (1)在来工法 ☐ (2)プレハブ工法 ☐ (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	☐ (1)専用住宅 ☐ (2)併用住宅 ☐ (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	☐ (1)一戸建住宅 ☐ (2)長屋建住宅 ☐ (3)共同住宅			
ト. 利用関係	☐ (1)持家 ☐ (2)貸家 ☐ (3)給与住宅 ☐ (4)分譲住宅			
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の床面積の合計	m ²	m ²	m ²	m ²
イ. 番号				
ロ. 新設又はその他の別	☐ (1)新設 ☐ (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	☐ (1)民間資金住宅 ☐ (2)公営住宅 ☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅 ☐ (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	☐ (1)在来工法 ☐ (2)プレハブ工法 ☐ (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	☐ (1)専用住宅 ☐ (2)併用住宅 ☐ (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	☐ (1)一戸建住宅 ☐ (2)長屋建住宅 ☐ (3)共同住宅			
ト. 利用関係	☐ (1)持家 ☐ (2)貸家 ☐ (3)給与住宅 ☐ (4)分譲住宅			
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の床面積の合計	m ²	m ²	m ²	m ²
【2. 除却建築物の概要】				
イ. 番号				
ロ. 新設又はその他の別				
ハ. 新設住宅の資金				
ニ. 住宅の建築工法				
ホ. 住宅の種類				
ヘ. 住宅の建て方				
ト. 利用関係				
チ. 住宅の戸数				
リ. 工事部分の床面積の合計				

ロ. 新設又はその他の別

新設とは、新築、増築又は改築によって、居室、台所及び便所のある独立して居住しうる住宅が新たに造られるものをいいます。

その他とは、新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があり、別棟として居室だけを新築する場合や、車庫等の附属建築物を新築する場合は、新たに造られた部分だけでは独立して居住しえないため、その他となります。

住宅部分もしくは住宅の附属建築物がある場合は、該当するものを1つ選択し、□にチェックを入れてください。

ハ. 新設住宅の資金

民間資金住宅とは、国、地方公共団体、住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。民間金融機関の住宅ローンにより建てる場合は民間資金住宅に該当します。

ロ. 新設又はその他の別が(1)新設の場合は、該当するものを1つ選択し、□にチェックを入れてください。（ロ. 新設又はその他の別が(2)その他の場合は、空欄となります。）

ニ. 住宅の建築工法

在来工法とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。枠組壁工法とは、一般にツーバイフォー工法といわれるものです。該当するものを1つ選択し、□にチェックを入れてください。

ト. 利用関係

持家とは個人の建築主が自分で居住する目的で建築するものをいいます。会社が建築主となる場合は、貸家、給与住宅、分譲住宅のいずれかを選択し、□にチェックを入れてください。

チ. 住宅の戸数

車庫等の附属建築物の場合は空欄としてください。

●提出前に記入内容の不備が無いかご確認ください。

▼居住専用建築物の場合

用途の分類	記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050

▼居住産業併用建築部又は産業専用建築物の場合

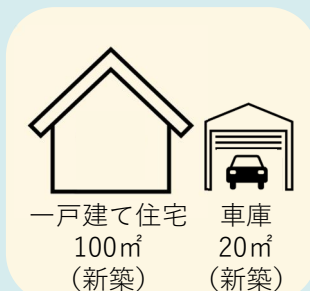
用途の分類	記号
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
美術館その他これに類するもの	08152
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390

▼居住産業併用建築部又は産業専用建築物の場合（続き）

用途の分類	記号
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
その他	08990

●用途の記入にあたっては、以下の例を参考にしてください。

例1 一戸建ての住宅と車庫を新築する場合



2棟目の車庫については、以下のように記入してください（右記の記入例のとおりです）。

・第二面

主要用途：01

用途：08010（一戸建ての住宅）

床面積：20㎡

・第三面

新設又はその他の別：その他

新設住宅の資金：空欄

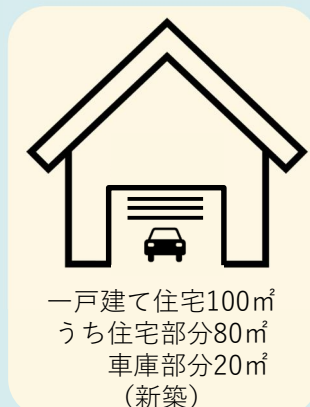
住宅の建築工法～利用関係：1棟目と同じ

戸数：空欄

床面積：20㎡

※既存住宅のある敷地に車庫1棟を新しく建築する場合、第二面4. 工事種別は「(2)増築」となり、上記項目は同様になります。

例2 車庫が一体となっている一戸建ての住宅を新築する場合



以下のように記入してください（p2～4の記入例のとおりです）。

・第二面

主要用途：01

用途：08010（一戸建ての住宅）

床面積：100㎡

（車庫を含んだ床面積を記入）

※用途ごとの工事部分の床面積は記入不要です。08490（自動車車庫）の記入は不要です。

・第三面

新設又はその他の別：新設

戸数：1戸

床面積：100㎡

（車庫を含んだ床面積を記入）

▼例1のケースの記入例（第二面、第三面）

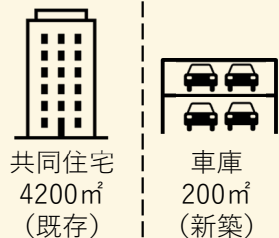
【5. 主要用途】	01		(注意欄に記載の記号を記入してください)	
【6. 一の建築物ごとの内容】				
イ. 番号	1	2		
ロ. 物件名	〇〇邸新築工事	〇〇邸車庫新築工事		
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を記入してください)	08010	08010		
	☐ 多用途	☐ 多用途	☐ 多用途	
ニ. 工事部分の構造 (注意欄に記載の記号を記入してください)	01	01		
ホ. 工事の予定期間	4 月間	1 月間	月間	
ヘ. 工事部分の床面積の合計	100 ㎡	20 ㎡	㎡	
ト. 用途ごとの工事部分の床面積 (工事部分の用途が1種類のみであり、ハの用途と同一である場合は、記入不要です。)	① 用途 床面積 ㎡	① 用途 床面積 ㎡	① 用途 床面積 ㎡	
	② 用途 床面積 ㎡	② 用途 床面積 ㎡	② 用途 床面積 ㎡	
	③ 用途 床面積 ㎡	③ 用途 床面積 ㎡	③ 用途 床面積 ㎡	

(第三面)

【1. 住宅部分の概要】				
イ. 番号	1			
ロ. 新設又はその他の別	☒ (1)新設 ☐ (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	☒ (1)民間資金住宅 ☐ (2)公営住宅 ☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅 ☐ (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	☒ (1)在来工法 ☐ (2)プレハブ工法 ☐ (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	☒ (1)専用住宅 ☐ (2)併用住宅 ☐ (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	☒ (1)一戸建住宅 ☐ (2)長屋建住宅 ☐ (3)共同住宅			
ト. 利用関係	☒ (1)持家	☐ (2)貸家	☐ (3)給与住宅	☐ (4)分譲住宅
チ. 住宅の戸数	1 戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の床面積の合計	100 ㎡	㎡	㎡	㎡
イ. 番号	2			
ロ. 新設又はその他の別	☐ (1)新設 ☒ (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	☐ (1)民間資金住宅 ☐ (2)公営住宅 ☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅 ☐ (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	☒ (1)在来工法 ☐ (2)プレハブ工法 ☐ (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	☒ (1)専用住宅 ☐ (2)併用住宅 ☐ (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	☒ (1)一戸建住宅 ☐ (2)長屋建住宅 ☐ (3)共同住宅			
ト. 利用関係	☒ (1)持家	☐ (2)貸家	☐ (3)給与住宅	☐ (4)分譲住宅
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の床面積の合計	20 ㎡	㎡	㎡	㎡

例3 共同住宅とは別の敷地に車庫のみを新築する場合

車庫については、以下のように記入してください
(右記の記入例のとおりです)。



・第二面

主要用途：01

用途：08030（共同住宅）

床面積：200㎡

・第三面

新設又はその他の別：その他

新設住宅の資金：空欄

住宅の建築工法～利用関係：住宅と同じ

戸数：空欄

床面積：200㎡

例4 車庫が一体となっている共同住宅を新築する場合

以下のように記入してください。



・第二面

主要用途：01

用途：08030（共同住宅）

床面積：2000㎡

(車庫を含んだ床面積を記入)

※用途ごとの工事部分の床面積は記入
不要です。08490（自動車車庫）の記
入は不要です。

・第三面

新設又はその他の別：新設

戸数：40戸

床面積：2000㎡

(車庫を含んだ床面積を記入)

▼例3のケースの記入例（第二面、第三面）

【5. 主要用途】	01	(注意欄に記載の記号を記入してください)		
【6. 一の建築物ごとの内容】				
イ. 番号	1			
ロ. 物件名	〇〇マンション 車庫新築工事			
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を 記入してください)	08030			
	☐ 多用途	☐ 多用途	☐ 多用途	
ニ. 工事部分の構造 (注意欄に記載の記号を 記入してください)	04			
ホ. 工事の予定期間	1 月間	月間	月間	
ヘ. 工事部分の 床面積の合計	200 ㎡	㎡	㎡	㎡

(第三面)

【1. 住宅部分の概要】				
イ. 番号	1			
ロ. 新設又は その他の別	☐ (1)新設 ☒ (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	☐ (1)民間資金住宅 ☐ (2)公営住宅 ☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅 ☐ (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	☒ (1)在来工法 ☐ (2)プレハブ工法 ☐ (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	☒ (1)専用住宅 ☐ (2)併用住宅 ☐ (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	☐ (1)一戸建住宅 ☐ (2)長屋建住宅 ☒ (3)共同住宅			
ト. 利用関係	☐ (1)持家 ☒ (2)貸家 ☐ (3)給与住宅 ☐ (4)分譲住宅			
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	㎡	200 ㎡	㎡	㎡

▼例4のケースの記入例（第二面、第三面）

【5. 主要用途】	01	(注意欄に記載の記号を記入してください)		
【6. 一の建築物ごとの内容】				
イ. 番号	1			
ロ. 物件名	〇〇マンション 新築工事			
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を 記入してください)	08030			
	☐ 多用途	☐ 多用途	☐ 多用途	
ニ. 工事部分の構造 (注意欄に記載の記号を 記入してください)	03			
ホ. 工事の予定期間	15 月間	月間	月間	
ヘ. 工事部分の 床面積の合計	2000 ㎡	㎡	㎡	㎡

(第三面)

【1. 住宅部分の概要】				
イ. 番号	1			
ロ. 新設又は その他の別	☒ (1)新設 ☐ (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	☒ (1)民間資金住宅 ☐ (2)公営住宅 ☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅 ☐ (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	☒ (1)在来工法 ☐ (2)プレハブ工法 ☐ (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	☒ (1)専用住宅 ☐ (2)併用住宅 ☐ (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	☐ (1)一戸建住宅 ☐ (2)長屋建住宅 ☒ (3)共同住宅			
ト. 利用関係	☐ (1)持家 ☒ (2)貸家 ☐ (3)給与住宅 ☐ (4)分譲住宅			
チ. 住宅の戸数	戸	40 戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	㎡	2000 ㎡	㎡	㎡

建築工事届に関する Q & A

令和 7 年 7 月版

目次

Q1.	建築工事届はなぜ提出しなければならないのですか。	1
Q2.	建築工事届の各項目について、記入の手引きや Q&A より詳細な解説資料はありませんか。	1
Q3.	建築工事届の提出後に記入ミスに気が付きましたが、どうすれば良いですか。	1
Q4.	複数棟の新築があり、1 棟あたりの床面積は 10 m ² 以内だが、合計した床面積が 10 m ² を超える場合、建築工事届の提出は必要ですか。	1
Q5.	数値は四捨五入して整数で記入することですが、床面積が 9.5 m ² 以上 10 m ² 未満の建築物は、建築工事届を提出する必要があるのですか。	1
Q6.	床面積が 10 m ² 超 10.5 m ² 未満の建築物は、小数点以下を四捨五入すると 10 m ² となりますが、建築工事届を提出する必要があるのですか。	2
Q7.	国土交通省 HP に掲載されている Excel の建築工事届に入力しましたが、項目名がオレンジ色に着色されています。どうしたら良いですか。	2
Q8.	工事施工者の担当者の氏名欄にはどのような者の名前を書くのですか。	2
Q9.	工事施工者の担当者はどのような肩書の者を想定しているのでしょうか。	2
Q10.	工事施工者の担当者と工事施工者が同じであれば、担当者の氏名欄は記入不要ですか。 .	2
Q11.	工事施工者が未定の場合、設計者又は代理者の情報を記載する場合も、担当者の氏名欄は必須ですか。	2
Q12.	物件名が未定ですが空欄でも良いですか。	3
Q13.	建築物が複数棟あり物件名が同じ場合でも、重複した物件名を記載しなければなりませんか。	3
Q14.	5 欄の主要用途が複数ありますがどのように記入すればよいですか。	3
Q15.	主要用途に迷う場合はどのように記入すればよいですか。	3
Q16.	こういった用途のものが入るかが決まっていない場合（例えば、不動産業者が複合施設を建築する場合など）は、5 欄の主要用途はどのようにすべきでしょうか。	4
Q17.	居住産業併用建築物について、増築又は改築を行う部分が産業の用に供する部分のみである場合は、主要用途はどのように記入すればよいですか。	4
Q18.	居住専用準住宅（寄宿舎）のなかに、管理人等の住宅が 1 戸ある場合※こういった記載になるのでしょうか。 ※住宅の戸（居室、台所及び便所がある独立して居住し得る区画）として成立するもの	4

- Q19. 居住産業併用建築物の中に寄宿舍もしくは下宿がある場合、用途及び住宅部分はどのように記載すれば良いのでしょうか。 4
- Q20. 居住産業併用建築物の場合、6 欄ハの用途には住宅の番号 08010 から 08050 は入れられないのですか。 5
- Q21. 建築確認申請書において【8.主要用途】が 08060 の場合、どの用途記号を記入すればよいのでしょうか。 5
- Q22. 居住専用住宅 1 棟と車庫 1 棟の計 2 棟を新築する場合、車庫の用途はどのように記入すればよいですか。 5
- Q23. 居住専用住宅で車庫が一体になっている場合、用途はどのように記入すればよいですか。 5
- Q24. 既存住宅と別の敷地に車庫 1 棟を新築する場合、用途はどのように記入すればよいですか。 6
- Q25. 床面積について、四捨五入して整数で記入すると確認申請書と一致しませんか問題ありませんか。 6
- Q26. 居住産業併用建築物の場合、6 欄トの用途ごとの工事部分の床面積には住宅の用途 (08010 ～08050) を記入できないのですか。 6
- Q27. 6 欄トの用途ごとの工事部分の床面積は、どのような順番で記載するのでしょうか。 6
- Q28. 6 欄ハの用途と 6 欄ト①の用途は一致するのでしょうか。 7
- Q29. 4 種類以上の用途がある場合、6 欄への床面積の合計と 6 欄トの床面積①～③の合計は一致しなくても問題ないですか。 7
- Q30. 主要構造部がアルミの場合、6 欄ニの工事部分の構造はどれを選択したらよいですか。 . 7
- Q31. 6 欄チの建築工事費予定額には土地代は含まれるのでしょうか。 7
- Q32. 住宅附属建築物（車庫等）の場合、1 欄ロの新設又はその他の別は、どちらになるのでしょうか。 7
- Q33. 第三面【1. 住宅部分の概要】ハの新設住宅の資金について、民間の金融機関で住宅ローンを借りて住宅を建築する場合、どれを選択したらよいですか。 8
- Q34. 住宅附属建築物（車庫等）の場合、1 欄ニの住宅の建築工法、ホの住宅の種類、ヘの住宅の建て方、トの利用関係は、車庫についてではなく、本体の住宅についての記載をするのでしょうか。 8
- Q35. 会社が建築主として住宅を建築する場合、1 欄トの利用関係は持家になるのでしょうか。 8
- Q36. 住宅の内部に車庫等が含まれている場合、1 欄リの工事部分の床面積の合計には車庫等の床面積を除いた床面積の合計を入力すべきでしょうか。 8

■全般関係

Q1. 建築工事届はなぜ提出しなければならないのですか。

建築物を建築しようとする場合、建築基準法第 15 条第 1 項により、建築工事届を提出する必要があります（10 m²以内の建築物を除く）。

提出いただいた情報は都道府県に集められた後に国で集計を行い、基幹統計である建築着工統計として公表し利用されますので、正確にご記入いただき、必ずご提出をお願いします。

建築着工統計の結果表は毎月「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」に掲載しております。

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00600120&result_page=1

Q2. 建築工事届の各項目について、記入の手引きや Q&A より詳細な解説資料はありませんか。

国土交通省 HP において、建築動態調査提要进行を公開しております。各項目の内容の詳細等については、こちらをあわせてご覧ください。

[001885578.pdf](#)

Q3. 建築工事届の提出後に記入ミスに気が付きましたが、どうすれば良いですか。

提出先にご連絡ください。

Q4. 複数棟の新築があり、1 棟あたりの床面積は 10 m²以内だが、合計した床面積が 10 m²を超える場合、建築工事届の提出は必要ですか。

各棟の床面積が全て 10 m²以内であれば、合計した床面積が 10 m²を超える場合であっても、建築工事届の提出は不要です。

Q5. 数値は四捨五入して整数で記入するとのことですが、床面積が 9.5 m²以上 10 m²未満の建築物は、建築工事届を提出する必要があるのですか。

床面積が 10 m²以内である場合は、建築工事届の提出の必要はありません。
(建築基準法第 15 条第 1 項)

Q6. 床面積が 10 m²超 10.5 m²未満の建築物は、小数点以下を四捨五入すると 10 m²となりますが、建築工事届を提出する必要があるのですか。

床面積が 10 m²を超えるため、建築工事届の提出が必要です（建築基準法第 15 条第 1 項）。

Q7. 国土交通省 HP に掲載されている Excel の建築工事届に入力しましたが、項目名がオレンジ色に着色されています。どうしたら良いですか。

Excel の建築工事届で記入漏れ等の不備がある場合、項目名がオレンジ色になります。記入内容をご確認ください。

■第一面関係

Q8. 工事施工者の担当者の氏名欄にはどのような者の名前を書くのですか。

建築工事届の内容がわかる方の氏名をご記入ください。ご記入いただいた内容に不備等があった場合、お問い合わせさせていただく場合がございます。

Q9. 工事施工者の担当者はどのような肩書の者を想定しているのでしょうか。

建築工事届の内容がわかる方であれば肩書は問いません。

Q10. 工事施工者の担当者と工事施工者が同じであれば、担当者の氏名欄は記入不要ですか。

担当者の氏名欄へも同じ名前を記入お願いします。

Q11. 工事施工者が未定の場合、設計者又は代理者の情報を記載する場合も、担当者の氏名欄は必須ですか。

設計者又は代理者の情報を記入いただく場合も、担当者の氏名欄の記入をお願いします。

■第二面関係

Q12. 物件名が未定ですが空欄でも良いですか。

暫定的な名称で構いませんので物件名の記入をお願いします。

記入内容についてお問い合わせさせていただく際に利用しておりますので、物件を特定できる名称の記入をお願いします。

Q13. 建築物が複数棟あり物件名が同じ場合でも、重複した物件名を記載しなければなりませんか。

物件名のあとに棟の識別ができるよう記入をお願いします。

例：××邸、××邸（離れ）

Q14. 5 欄の主要用途が複数ありますがどのように記入すればよいですか。

床面積が最も大きいものについて記入をお願いします。

Q15. 主要用途に迷う場合はどのように記入すればよいですか。

5 欄の主要用途は日本標準産業分類に基づき分類しております。（[日本標準産業分類（令和5年\[2023年\]7月改定） | 統計分類・用語の検索 | 政府統計の総合窓口](#)で検索可能です。）

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途 と第二面【5. 主要用途】の対応表を別紙に掲載しております。※あくまで目安となります。実際の占用される目的に沿った主要用途を選択いただくようお願いします。

国家公務、地方公務（23,43）は、主に庁舎等となります。建築主が公的機関であっても、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類されることとなっております。

他に分類されないもの（24,44）を選択する場合は、他に分類されないかご確認をお願いします。

Q16. どういった用途のものが入るかが決まっていない場合（例えば、不動産業者が複合施設を建築する場合など）は、5 欄の主要用途はどのようにすべきでしょうか。

どういった用途のものが入るかが決まっていない場合、第二面【5. 主要用途】は建築主の産業（不動産業者が複合施設を建築する場合などは不動産業）を選択してください。

Q17. 居住産業併用建築物について、増築又は改築を行う部分が産業の用に供する部分のみである場合は、主要用途はどのように記入すればよいですか。

居住産業併用建築物について、増築又は改築を行う部分が産業の用に供する部分のみである場合、第二面【5. 主要用途】は産業専用建築物（30～44）から選択してください。

Q18. 居住専用準住宅（寄宿舍）のなかに、管理人等の住宅が 1 戸ある場合※どういった記載になるのでしょうか。

※住宅の戸（居室、台所及び便所がある独立して居住し得る区画）として成立するもの

第二面【5. 主要用途】は 02（居住専用準住宅）と記載をお願いします。【6. 一の建築物ごとの内容】への工事部分の床面積は建築物の全体の面積を記載をお願いします。トの用途ごとの工事部分の床面積は面積が大きい順に 08040（寄宿舍）または 08010（一戸建ての住宅）の記載をお願いします。

第三面【1. 住宅部分の概要】は管理人等の住宅部分のみについて記載します。

この事例の場合、ホの住宅の種類は専用住宅、への住宅の建て方は一戸建住宅となります。

Q19. 居住産業併用建築物の中に寄宿舍もしくは下宿がある場合、用途及び住宅部分はどのように記載すれば良いのでしょうか。

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途には 08040（寄宿舍）もしくは 08050（下宿）及び 08070 から 08990 までの中で最も床面積が大きい用途の番号を記入してください。トの用途ごとの工事部分の床面積には、08040 もしくは 08050 及び 08070 から 08990 から面積が大きい順に記載をお願いします。

第三面【1. 住宅部分の概要】については、管理人用の住宅があり戸として成り立つ場合は、管理人用の住宅について記入してください（Q10 参照）。

Q20. 居住産業併用建築物の場合、6 欄ハの用途には住宅の番号 08010 から 08050 は入れられないのですか。

居住産業併用建築物の場合、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途には 08010 から 08990 までの番号の中で、最も床面積が大きい用途の番号を記入してください。 トの用途ごとの工事部分の床面積には、08010 から 08990 までの中から面積が大きい順に記載お願いします。

Q21. 建築確認申請書において【8.主要用途】が 08060 の場合、どの用途記号を記入すればよいでしょうか。

第二面【5. 主要用途】は 【10～44】から選択お願いします。【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途は、面積が大きいものを 08010 から 08990 までの中から選択してください。

第三面【1. 住宅部分の概要】のホの住宅の種類は併用住宅、リの工事部分の床面積の合計は、住宅部分の面積を記入お願いします。ただし、住宅部分とそれ以外の面積を切り分けられない場合は、住宅の面積にすべて含めてかまいません。

Q22. 居住専用住宅 1 棟と車庫 1 棟の計 2 棟を新築する場合、車庫の用途はどのように記入すればよいですか。

居住専用住宅の車庫を 1 棟として建築する場合、車庫については、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途は本体住宅と同じもの（08010（一戸建ての住宅）、08020（長屋）または 08030（共同住宅））としてください。

トの用途ごとの工事部分の床面積については、用途が 1 種類となるため、記入不要です。08490（自動車車庫）と記入しないでください。

この場合、第三面【1. 住宅部分の概要】の記載が必要です。ロの新設又はその他の別は 2 その他、ハの新設住宅の資金は空欄とし、二からトまでは、本体の住宅についての記載をお願いします（Q23,24 参照）。

※倉庫、自転車駐車場等の住宅附属建築物も同様です。

Q23. 居住専用住宅で車庫が一体になっている場合、用途はどのように記入すればよいですか。

同一棟内に居住専用住宅と車庫がある場合、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途は 08010（一戸建ての住宅）、08020（長屋）または 08030（共同住宅）としてください。

への工事部分の床面積の合計及び第三面【1. 住宅部分の概要】リの工事部分の床

面積の合計は車庫を含めた住宅の面積を記入をお願いします。

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】トの用途ごとの工事部分の床面積については、用途が1種類となるため、記入不要です。08490（自動車車庫）と記入しないでください。

※倉庫、自転車駐車場等の住宅附属建築物も同様です。

Q24. 既存住宅と別の敷地に車庫1棟を新築する場合、用途はどのように記入すればよいですか。

居住専用住宅の車庫を既存住宅と別の敷地に建築する場合、車庫については、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途は本体住宅と同じもの（08010（一戸建ての住宅）、08020（長屋）または08030（共同住宅））としてください。

トの用途ごとの工事部分の床面積については、用途が1種類となるため、記入不要です。08490（自動車車庫）と記入しないでください。

この場合、第三面【1. 住宅部分の概要】の記載が必要です。ロの新設又はその他の別は2その他、ハの新設住宅の資金は空欄とし、二からトまでは、本体の住宅についての記載をお願いします（Q23,24 参照）。

※倉庫、自転車駐車場等の住宅附属建築物も同様です。

**Q25. 床面積について、四捨五入して整数で記入すると確認申請書と一致しません
が問題ありませんか。**

一致しなくても問題ありません。ただし、6欄への床面積の合計よりも6欄トの床面積①～③の合計が大きくなるよう記入をお願いします。（例：6欄への床面積の合計が62 6欄トの床面積①10.7+②20.6+③30.5 の場合、小数点以下の数字を比較し、①11 ②21 ③30 とする）

**Q26. 居住産業併用建築物の場合、6欄トの用途ごとの工事部分の床面積には住宅
の用途（08010～08050）を記入できないのですか。**

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】トの用途ごとの工事部分の床面積にも、住宅の用途の記入をお願いします。

Q27. 6欄トの用途ごとの工事部分の床面積は、どのような順番で記載するのでしょうか。

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】トの用途ごとの工事部分の床面積は、床面積

の大きい順番から①→②→③に記載をお願いします。

Q28. 6 欄ハの用途と 6 欄ト①の用途は一致するのでしょうか。

用途が2種類以上ある場合、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】トの用途ごとの工事部分の床面積①には一番大きい面積の用途が入りますので、ハの用途と一致します。

Q29. 4 種類以上の用途がある場合、6 欄への床面積の合計と 6 欄トの床面積①～③の合計は一致しなくても問題ないですか。

一致しなくても問題ありません。

Q30. 主要構造部がアルミの場合、6 欄ニの工事部分の構造はどれを選択したらよいですか。

主要構造部がアルミの場合、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ニの工事部分の構造は 06（その他）を選択してください。

Q31. 6 欄チの建築工事費予定額には土地代は含まれるのでしょうか。

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】チの工事費予定額は、主体工事費及び建築設備の工事費ですので、土地代、借地権費用等は含まないで記入してください。

■第三面関係

Q32. 住宅附属建築物（車庫等）の場合、1 欄ロの新設又はその他の別は、どちらになるのでしょうか。

第三面【1. 住宅部分の概要】ロの新設又はその他の別は、戸（居室、台所及び便所がある独立して居住し得る区画）として成立するものである場合に新設と記入いただいております。住宅附属建築物（車庫等）の場合は戸として成立しないため、「その他」とするようお願いします。

なお、第二面【4. 工事種別】は、同一敷地内に既存の建築物がない場合は新築、既存の建築物がある場合は増築もしくは改築で記入をお願いします。

Q33. 第三面【1. 住宅部分の概要】ハの新設住宅の資金について、民間の金融機関で住宅ローンを借りて住宅を建築する場合、どれを選択したらよいですか。

民間の金融機関で住宅ローンを借りて住宅を建築する場合、第三面【1. 住宅部分の概要】ハの新設住宅の資金は、(1)民間資金住宅を選択してください。

※(5)その他としてしまう誤りが見受けられます。

Q34. 住宅附属建築物（車庫等）の場合、1 欄ニの住宅の建築工法、ホの住宅の種類、ヘの住宅の建て方、トの利用関係は、車庫についてではなく、本体の住宅についての記載をするのでしょうか。

住宅附属建築物（車庫等）の場合、第三面【1. 住宅部分の概要】二からトまでは、本体の住宅についての記載をお願いします。

Q35. 会社が建築主として住宅を建築する場合、1 欄トの利用関係は持家になるのでしょうか。

持家とは個人の建築主が自分で居住する目的で建築するものを指しますので、会社が建築主となる場合は貸家、給与住宅、分譲住宅のいずれかを選択してください。

Q36. 住宅の内部に車庫等が含まれている場合、1 欄リの工事部分の床面積の合計には車庫等の床面積を除いた床面積の合計を入力すべきでしょうか。

車庫等の床面積を含めて記入するようお願いします。（居住専用住宅（01）には住宅のほか住宅附属建築物（物置、車庫等）が含まれています。）

- ・ 建築工事届に関する Q & A についてのお問い合わせ先
国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室
電話 :03-5253-8111（内線 28-626、28-648、28-647）
- ・ 建築工事届の提出方法や記載内容の詳細について
お住まいの地域の特定行政庁にお問合せください

建築工事届 第二面【ハ 用途】と第二面【５．主要用途】の対応表

※ あくまでも一般的な目安となります。実際の占用される目的に沿った主要用途を選択をお願いします。

○：あてはまるもの、×：一般的にあてはまらないもの、△：一般的に居住産業併用建築物のみあてはまるもの

第二面【５．主要用途】		居住専用住宅	居住準専用 準住宅	農林水産業	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	郵売業、小売業	金融業、保険業	不動産業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	医療、福祉	その他のサービス業	国事公務、地方公務	他に分類されないもの
		1	2	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44		
第二面 ハ 用途 ※用途のうち一番大きい面積のものとなります。	一戸建ての住宅	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	長屋	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	共同住宅	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	寄宿舎	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	下宿	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	幼稚園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	小学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	義務教育学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	中学校、高等学校又は中等教育学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	特別支援学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	大学又は高等専門学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	専修学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	各種学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	幼保連携型認定こども園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	図書館その他これに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	博物館その他これに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	美術館その他これに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	保育所その他これに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等を行い、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	病院	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	巡査派出所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
	公衆電話所	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	地方公共団体の支庁又は支所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×
	工場（自動車修理工場を除く。)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ホーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバットینگ練習場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×
	マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	ホテル又は旅館	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
	自動車教習所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	畜舎	×	×	○	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	○
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
	食堂又は喫茶店	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	×	○
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○
	事務所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	自動車車庫	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自転車駐車場	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	倉庫業を営む倉庫	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	倉庫業を営まない倉庫	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	劇場、映画館又は演芸場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	観覧場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	公会堂又は集会場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	×
	展示場	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	料理店	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×
	ダンスホール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	卸売市場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	×	×	○	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	×	×	○	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

不明な場合は国土交通省またはお住まいの地域の特定行政庁にお問い合わせください。